

島根県子ども・子育て支援事業支援計画(仮称)
に記載する施策の内容等

第4章 施策の展開

1 施策の展開に当たっての方向性

(1) 乳幼児期から発達段階に応じた支援

① 3歳未満の乳幼児期

安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要になることから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応が行えるよう支援を行います。

また、保育所等の施設を利用せず、家庭で保育を受けている子どもも様々な活動を体験できるよう、多様かつ総合的な支援を行います。

② 3歳以上の幼児期

知的・感情的な面、人間関係の面等において、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育・保育の役割は極めて重要となります。

このため、同年齢や異年齢の幼児と主体的に係る機会を確保するとともに、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続にも十分配慮していきます。

③ 小学校期から中等教育期間

子どもたち自身が自分の生き方を考え、決定し、行動していく力を身に付けるために、教科等の基礎的・基本的な学習内容が定着できる学校教育を推進するとともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための機会を確保していきます。

④ 特別に支援が必要な子どもへの対応

虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子どもなど、様々な困難を抱える子どもたちに対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を実施していきます。

(2) ライフステージに応じた切れ目ない支援

少子化対策を進めるにあたっては、出生数の減少の大きな原因の一つである未婚・晩婚化対策が重要であることから、本計画の策定にあたっては、「結婚対策の充実」を施策の柱に加えます。

また、ライフステージごとに支援が切れることがないよう、妊娠・出産期から子育てまで、切れ目ない総合的な支援を行います。

(3) 島根の特色を活かしたきめ細やかな支援

離島、中山間地域の多い本県においては、地域のニーズに国の制度だけでは対応できない場合があります。

一方、本県には、「豊かな自然や文化」、「地域に残るつながり」、「3世代同居率の高さ」など、子育て環境に資する本県ならではの良さがあります。

このような状況を踏まえ、施策の展開にあたっては、本県の特徴を活かしながら、地域の実情やニーズに応じた「島根らしいきめ細やかな支援」を推進していきます。

2 計画の柱立て

本計画の基本理念に基づき、次の通り基本施策と施策を定め、総合的に推進します。

基本理念 I しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策1：たくましい子どもの育ち

次代の担い手である子どもたちが、しまねの自然や地域の人々との触れ合いや幼児教育、義務教育及び高校教育等を通して、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、家庭・地域・学校のそれぞれが適切な役割分担の下に取り組みを進めるとともに、家庭や地域の教育力向上を図ります。

また、青少年の健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、非行防止活動を展開するなど、青少年の健全育成の取り組みを進めます。

〈施策〉

- ①子どもの生きる力の基礎の育成
- ②家庭や地域の教育力の向上
- ③幼児教育の充実
- ④青少年の健全育成の推進

基本施策2：次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する理解が深まるよう、各分野が連携し教育・広報・啓発等の取り組みを進めます。

また、若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若者の就業促進の取り組みを進めます。

〈施策〉

- ①生命の尊さ、家庭の意義の理解の促進
- ②若い世代の就業促進

基本理念Ⅱ：安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備

基本施策3：子育てに関する多様な支援の充実

子どもを生み育てたいと願う全ての人が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、安心して楽しく子育てができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設の質・量の充実、親子の気軽な交流や相談の場など設置など多様なニーズに対応した子育て支援の充実、経済的負担への対応など、子育てに関する様々な不安感、負担感の軽減を図ります。

また、質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭、保育士等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取り組みを進めます。

〈施策〉

- ①親子の交流や相談の場の充実
- ②子どもの安心な預かり支援
- ③経済的負担への対応

基本施策4：子どもと親の健康の確保

全ての親と子が健やかに暮らすためには、妊娠期から幼児期を通じた親子の健康の確保が重要となります。

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境整備の一環として、保健、医療、福祉の分野間の連携を図りつつ、乳幼児の健康支援や周産期医療等の母子保健、妊娠・出産等への支援、小児医療の充実を進めます。

〈施策〉

- ①母子保健等の充実
- ②食育の推進
- ③妊娠・出産等への支援
- ④小児医療の充実

基本施策5：結婚対策の充実

しあわせで出会い、結婚し、家庭を持ちたいと願う人の希望がかなえられるよう、出会いの場づくりの取り組みの拡充を図ります。

また、家庭を持つことのすばらしさを独身の男女に伝えることで、結婚に対する気運の醸成を図ります。

〈施策〉

- ①結婚に対する気運の醸成
- ②出会いの場づくりとマッチング支援の強化

基本施策6：仕事と生活の調和

仕事と生活の調和を推進するため、男女が共に仕事と家庭を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果たすことができるよう、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や固定的性別役割分担意識の払拭など働き方の見直しを進めます。

〈施策〉

- ①仕事と家庭の両立支援
- ②働き方の見直し

基本施策7：安心して子育てできるまちづくり

妊産婦や子ども、子育て家庭が安心して外出ができる地域環境を確保するため、公共施設や建築物等のバリアフリー化や公園の整備など、子育てに適した生活環境の整備を進めます。

また、防犯設備の整備や地域におけるパトロール活動、交通安全施設の整備等を通して、子どもが犯罪や事故に遭わないような安全・安心なまちづくりを進めます。

〈施策〉

- ①良好な生活環境の確保
- ②安全・安心なまちづくり

基本理念Ⅲ：すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策8：子どもを守り育てる仕組みづくり

子どもたちの人権を守り、子どもにとって最善の利益が図られるよう、子どもと家庭の相談体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子ども、社会的に養護が必要な子どもなど、様々な困難を抱える全ての子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立していけるよう支援の充実に努めます。

〈施策〉

- ①子どもと家庭の相談体制の強化
- ②児童虐待防止対策の充実強化
- ③社会的養護体制の推進
- ④人権が尊重される社会の実現

基本施策 9：特に支援が必要な子どもや家庭への対応

ひとり親家庭や障がい児の家庭等、特に支援が必要な子どもや家庭への支援について、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、広域的な観点から総合的な取り組みを進めていきます。

〈施策〉

- ①ひとり親家庭の自立支援の推進
- ②障がい児への支援の推進

基本理念 IV：子育て・子育てをみんなで支える地域づくり

基本施策 10：県民運動の醸成と地域における子育て支援の輪の拡大

家庭、学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。

また、子どもの居場所の拡大、民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域における子育て支援の輪（ネットワーク）の拡大を図ります。

〈施策〉

- ①県民気運の醸成
- ②地域における子育て・子育て支援の輪の拡大

3. 施策体系図

